

茨城キリスト教大学保護者会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、茨城キリスト教大学保護者会（以下「保護者会」と称する。

(目的)

第2条 保護者会は、茨城キリスト教大学（以下「大学」）の学生の活動を支援し、会員相互の連携と親睦を図り、大学との連携を密にして教育の発展に協力する事を目的とする。

(会員)

第3条 保護者会は次の会員を持って組織する。

- (1) 正会員 大学に在学する学生の保護者もしくは保証人のうち、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者
- (2) 賛助会員 正会員以外の者で本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者

(会員の退会)

第4条 正会員は、当該学生が卒業または退学したとき、本会を退会する。

- 2 会員は、会長に対し「保護者会退会届」（様式1）を提出することをもって即時退会することができる。ただし納入済の会費は返還しない。
- 3 会員は、第6条に定める役員全員が賛成するとき、その意によらず保護者会を退会しなければならない。
- 4 前項により退会を求められた会員は、その後行われる総会において異議を表明し、審議により退会の決定を無効にすることができる。

(事業)

第5条 保護者会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育を助成する事業
- (2) 学生の大学生活を支援する事業
- (3) 学生の教育環境の整備に関する事業
- (4) 会員相互の連携・親睦に関する事業
- (5) その他必要と認める事業
- 2 前項の事業は、保護者もしくは保証人が会員であるか否かに関わらず、大学の全学生を対象として実施することを原則とする。

(役員)

第6条 保護者会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2～3名
- (3) 常任幹事 3～6名
- (4) 会計 3名
- (5) 監事 2～3名
- 2 上記の役員以外に相談役及び顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員は次により選出する。

- (1) 会長は、正会員の中から総会において選出する
- (2) 会長以外の役員は、会長が委嘱し総会の承認を得る

(役員任期)

第8条 役員任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は保護者を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する
- (3) 幹事は運営委員会において会務の処理にあたる
- (4) 会計は保護者の会計を処理する
- (5) 監事は保護者の会計を監査する

(総会)

第10条 総会は、年1回開催する定期総会と、必要に応じて会長が召集する臨時総会とする。

- 2 総会は、会員総数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 総会の議長は会長が指名した者が務める。議決は出席の過半数（委任状を含む）をもって決する。ただし、可否が同数のときは議長が決する。
- 4 定期総会は次の事項について審議する。
 - (1) 役員選任
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 事業計画
 - (5) その他

(運営委員会)

第11条 運営委員会は会長の召集によって年2回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する案件の立案・審議
- (2) 広報の内容と方法
- (3) その他
- 2 運営委員会は、第6条第1項に定める役員をもって構成する。
- 3 運営委員会には、第6条第2項に定める相談役及び顧問、並びに事務局構成員もオブザーバーとして同席することができる。ただしオブザーバーは運営委員会の審議・議決において投票権を有しない。

(会費)

第12条 正会員の会費を10,000円とし、原則として入学時に納付する。但し、編入学生は2年次7,500円、3年次5,000円とする。

2 賛助会員の年会費は1口10,000円とし、1口以上とする。

(慶弔)

第13条 学生（正規）が死亡した場合は、10,000円の弔慰金を贈る。

- 2 会員が死亡した場合は、30,000円の弔慰金を贈る。
- 3 その他の慶弔については、運営委員会において協議し決定する。

(事務局)

第14条 大学に保護者会事務局（以下「事務局」）をおく。その事務は保護者会と大学との間で締結する事務委任契約に基づいて行う。

(個人情報取扱い)

第 15 条 役員及び事務局は、会長が保護者会の会務遂行上必要と判断する限りにおいて、各々の業務において知り得た個人情報を共有する。ただし共有した情報を、第 11 条各項に規定する者以外の者に対して公開してはならない。

(広報)

第 16 条 保護者会に係る広報は、運営委員会がその内容や方法等を決して実施する。

- 2 運営委員会は本会則をウェブサイト等の広報媒体において公表する。
- 3 運営委員会は第 3 条の規定に基づき、入会および退会が任意であることについて広く周知する。
- 4 運営委員会は第 13 条の規定に基づき、個人情報の取扱いについて広く周知する。

(補則)

第 17 条 本会則に定めるもののほか、保護者会の運営に関して必要な細則を別に定める。

(改定)

第 18 条 本会則の改定は、総会の議を経て行うことができる。

附 則

- 1 この会則は、2012年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、2013年6月22日改訂、2013年4月1日遡及施行する。
- 3 この会則は、2014年6月21日より施行する。
- 4 この会則は、2015年6月20日より施行する。
- 5 この会則は、2020年8月29日より施行する。